

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第14期第5回島根海区漁業調整委員会が、平成25年5月21日（火）に松江市の松江テルサで開催され、以下の議題について協議、報告等が行われました。

（1）島根海区漁業調整委員会指示「しいらつけ保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について」（協議）

- この委員会指示は、島根県沖合海域において操業するしいらつけ漁業とその他の漁業、遊漁との操業トラブルを防止することを目的とするもので、平成22年6月4日に現行指示がなされていますが、平成25年5月31日をもって有効期間3年が満了することから、今回、指示の継続について審議が行われたものです。
- 県水産課からの、しいらつけ漁業の概要や今年度の操業見込みなどについての説明の後、審議が行われました。議論の中では、過去に「つけ」を利用した遊漁により地域活性化の取り組みがあったこと、釣り漁業での有効利用などについて意見がありました。
- これに対し、指示（案）では設置した漁業者の同意があれば利用は可能となっていることについて県から説明があり、結論として、引き続き、平成28年5月31日までの3年間を有効期間として、原案どおり本指示を継続することが決定されました。

【この委員会指示の内容】

しいらつけ漁業によるものを除くほか、毎年6月1日から10月31日までの間、しいらつけ漁業の許可を受けた者が設置した「つけ」を中心として、半径200mの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまちの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣りを禁止する。ただし、しいらつけ漁業において当該漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りでない。

(2) 島根県資源管理指針の変更について(報告)

- 平成23年度から資源管理・漁業所得補償対策(平成25年度から資源管理・漁業経営安定対策に名称変更)が開始され、島根県では、各地区、各漁業の漁業者が82の資源管理計画を作成し、947名、水揚量ベースで本県水揚量の95%をカバーする漁業者がこの対策に参加しています。
- 県の作成する島根県資源管理指針は、この漁業者が作成する資源管理計画を網羅し、資源管理推進の方向づけを行うものですが、この指針の変更は国の承認手続に海区委員会への付議が必要となっています。
- 今回の変更は、新たに資源管理に取り組む地区の追加や漁獲量データの更新等となっており、変更内容について県水産課からの説明に対し、委員の了承が得られ、国への変更手続きを進めることとなりました。

【資源管理・漁業経営対策の概要】

この対策は、漁業者が休漁や漁獲対象魚の体長制限、使用する漁具の制限などを内容とする「資源管理計画」を作成し、この計画に基づき資源管理を実践する漁業者に対し、国が漁業共済制度を通して、掛金助成や積立プラスの漁業者負担軽減などの経営的支援を行うものです。

(3) 平成24年の漁業生産状況について

- 島根県における平成24年の漁業生産の状況(属人)について、水産技術センターの集計結果に基づき水産課から報告がありました。
- 集計結果によると、漁獲量は12万トン、漁獲金額は185億円で、それぞれ直近5年平均と比べ、漁獲量で7%減、漁獲金額で10%減となりました。減少の要因は、平成23年に比較的豊漁であったマイワシの漁獲が減少したことが挙げられるとのことでした。
- この報告に対し、委員からは、集計についての若干の工夫を求める意見や漁業関係者への説明会の開催、特に今後の漁獲動向については、明るい話題を提供することが必要との意見がありました。

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950